

いのち
生命の言葉

年久しく 見続けし
思ひ巡らす 風月の移ろひ

秋篠宮 文仁親王殿下

— 平成二十七年歌会始お題「本」 —

神社は心のふるさと

うるわ
未来に受け継ごう 「美しい国ぶり」

秋篠宮
文仁親王殿下
今上陛下第二皇子
〔誕生〕昭和四十年十一月三十日
〔ご称号〕礼宮(あやのみや)
〔お印〕梅(つが)

「讓位」への誘ひ

天皇陛下が崩御によらず天皇の御位を譲ることを「譲位」と言います。近世では第百十九代光格天皇の御代に譲位が行われたのが最後で、以来二百余年、今上陛下含め五代の御代替は先帝の崩御を受け践祚が行われました。崩御の場合、践祚と即位礼の間に先帝を偲ぶ諒闇の期間を設けるため「諒闇の即位」と呼ばれます。譲位の場合、皇嗣(皇太子)が先帝の譲位を受け新天皇の御位に就くため「受譲の即位」と呼ばれ、歴史上「退位」という表現は用いられておりません。

元号と「一世一元の制」

皇位が繼承されると、元号が新しく制定されます。古い中国にならつて、「大化の革新」にあたり「大化」(六四五年)が使われたのが始まりで、「平成」は二四七番目にあたります。近世以前には大災害が起きた場合に元号を改めて世の中の建て直しをはかつたり、瑞兆(ずいぢょう)があつたからと元号を新しく変更することがありました。明治時代になると、天皇一世の在位期間に一つの元号とい

う制度、「一世一元の制」が定められ、即位のときに決めた元号を変更することはなくなりました。元号の選定にあつては、(一)国民の理想としてふさわしいよい意味を持つ。(二)漢字二語である。(三)書きやすい。(四)読みやすい。(五)これまでに、元号またはおくり名(天皇や皇族の死後におくるられる追号)として用いられていない。(六)俗用されていない。という点に留意することと、元号法に定められております。

